

2025 年 1 月 1 日

日本海藻協会規約

(名称)

第 1 条 本会は日本海藻協会 (Japan KAISO Association) と称する。

(目的)

第 2 条 本会は日本の海藻産業界の発展を推進すると共に、会員相互の情報交流と親睦を図ることを目的とする。

(会員)

第 3 条 本会の会員は第 2 条の目的に賛同する法人または個人とし、会員の種類は法人会員、個人会員、名誉会員とする。

(1) 法人会員は第 12 条に定める年会費 3 万円を納入する者で、本会の運営に関する表決権を有し、また理事になる権利を有する。

(2) 個人会員は第 12 条に定める年会費 5 千円を納入する者で、表決権は有しない。

(3) 名誉会員は本会に功績のあった者で、会長・理事長経験者および理事会が推薦する者とし、年会費を免除する。

第 4 条 本会への入会を希望する者は、所定の入会申込書を提出し、理事会の承認を得るものとする。

第 5 条 本会の会員で退会を希望する者は、その旨を文書または email で届け出なければならない。退会を表明した年までの会費は納めるものとする。

(事業)

第 6 条 本会は第 2 条の目的を達成するために次の事業を行う。

(1) シンポジウム、勉強会等の開催

(2) 会員向けホームページ並びに E-mail 等による各種情報の配信

(3) 会報 (「海藻資源」)の発行と会員への配布

(4) 書籍、その他の出版物等の案内、編集と販売

(5) 本会以外の団体等が主催する国内外での学会、シンポジウム、講演会等の案内・共催

(6) 会員の交流を図るための産地・企業の視察、展示会、海藻採集会、懇親会等の開催

(7) その他、理事会で必要と認められた事業

(役員)

第 7 条 本会に次の役員を置く。

① 理事 15 名以内、②会長 1 名、③理事長 (兼事務局長) 1 名、④監事 1 名、

⑤専門委員 5 名、⑥(臨時職)副会長 1 名、理事長代理 1 名

第 8 条 本会の役員は次のように選任され、総会で承認を得るものとする。

(1) 会長は理事会の推薦により会の内外から選任される。

(2) 理事は第 3 条に定める法人会員の中から自薦あるいは他薦により選任される。

(3) 理事長 (事務局) は理事の中から選任される。

(4) 監事は理事会の推薦により選任される。

(5) 専門委員は理事会の推薦により選任される。

第 9 条 本会の役員の職務は次の通りとする。

(1) 会長は本会を代表し、総会、理事会、その他の全ての会務を総括する。

(2) 理事長は理事会の運営方針および事業内容全般を担当する。

(3) 理事は会長・理事長を推薦し、会計予算・決算、事業、その他本会運営の方針を決定する。

(4) 会長・理事長は会運営上で必要な場合は、副会長・理事長代理を選任する。

(5) 監事は会計監査を行い、総会に報告する。

(6) 専門委員は理事会の承認を得て選出され、本会の行う各種事業を担当する。

第 10 条 本会の役員の任期は 3 年間とし、総会で役員改選を行い理事会で承認するものとする。ただし、再任は妨げないものとする。また、本人の健康や社内事情などのために職務を遂行できない場合は任期途中であっても理事会の判断で退任および職務代行を認めるものとする。

(会議)

第 11 条 本会は次の会議を行う。

(1) 総会は年に 1 回開催し、これ以外の 3 年毎の役員改選総会と臨時総会との 2 種は、会長または理事会が招集する。総会は法人会員の 3 分の 2 以上の出席(委任状を含む)で成立する。総会では本会の運営上重要な事項を審議し、出席会員(委任状を含む)の過半数の賛成をもって決定する。

(2) 理事会は会長並びに理事の要請により適宜開催される。理事会は本会の事業運営に関する全ての事項を検討・決定し、また専門委員からの提案を検討・決定する。

(会費及び会計)

第 12 条 本会の必要経費は法人会員と個人会員の会費及びその他の収入で賄う。

(1) 法人会員は年会費 3 万円を納入する。但し、会計年度を 6 カ月以上経過している場合には、その年度の会費を 1 万 5 千円とする。また、社会的状況により減額措置を講じる場合がある。

(2) 個人会員は年会費 5 千円を納入する。

(3) その他、各種事業に参加する際の経費は必要に応じてその都度徴収する。

第 13 条 本会の会計年度は毎年 1 月 1 日から 12 月 31 日までとする。

(事務局)

第 14 条 本会の事務局の所在地は理事会で決定する。

(その他)

第 15 条 本会会員並びに関係者に対する弔慰金、講演会・シンポジウム・講習会等の講師に対する謝礼金、本会会員・役員等の旅費の補助等については理事会で定める。

第 16 条 本規約に定められていない事項については別途細則で定める。

第 17 条 本規約の改正は理事会の議を経て、総会で決定する。

第 18 条 本規約は 2025 年 1 月 1 日から施行する。

(付記)

1. 理事は庶務、渉外、会計(補佐も含む)、企画、編集、講演会(勉強会・シンポジウム)などの役目を適宜分担する。

2. 本規約に定めのない事項については理事会で決定する。

3. 2024 年 3 月 1 日施行の日本海藻協会規約は 2024 年 12 月 31 日をもって廃止する。

2022.11.9 改正

日本海藻協会規約補則

A. 専門委員

1. 委員数 5 名以内

2. 年会費は免除する

B. 会員外の講師の講演（40 分以上）・原稿執筆料（4～6 頁）は 2 万円とし、派遣者の規定がある場合はそれに準拠するなどの対応に替える。講演時間が短く（40 分未満）、講演要旨のみの場合は 1 万円とする。

1. リアル開催 実費旅費 + 講演料、懇親会が開催される場合は会費を免除する。

2. オンライン開催 講演料のみ